

豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例

基本理念

自転車の快適で安全な利用の推進は、自転車の利用が環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、市民の健康の増進等に資するものであり、交通の安全及び安心の確保を図りつつ、通勤、通学等の移動手段のほか、レクリエーション等の手段としても用いられ、その利用の拡大が図られることにより行われなければならない。

責務と役割

市

市民等並びに国及び県と緊密な連携を図り、施策を総合的に実施する

事業者

自転車の快適で安全な利用の推進を図るよう努める

自動車等の運転者

自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるように配慮する

自転車関係団体

自転車の快適で安全な利用の推進に関する活動を自主的かつ積極的に行うよう努める

市民

道路交通法その他の法令を遵守し、自転車の快適で安全な利用の推進に関する理解を深めるよう努める

自転車小売業者等

自転車の快適で安全な利用の推進に関する情報の提供、助言等を行うよう努める

自転車利用者

1. 自転車の快適で安全な利用に関する知識及び技能を習得するよう努める

2. 道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行すること等により自転車を安全に利用しなければならない

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止／夜間はライトを点灯／信号を守る／交差点での一時停止と安全確認
- ながら運転の禁止
- 3. 乗車用ヘルメットを着用するよう努める
- 4. 自転車の定期的な点検・整備及び自転車側面へ反射器材の装着をするよう努める
- 5. 自転車の2箇所を施錠する等盗難防止の措置を講ずるよう努める

市の基本施策

1. 市が管理する道路の保全／自転車通行空間・駐輪環境の整備
2. 自転車の快適で安全な利用に係る支援・普及啓発
3. 自転車を活用した環境への負荷の低減を図るための取組
4. 災害時における自転車の有効活用
5. 自転車を活用した地域づくり・健康づくりの推進
6. 自転車の安全な利用に関する交通安全教育
7. 自転車損害賠償保険等への加入、自転車の施錠等の普及啓発

自転車交通安全教育の推進等

学校の長

その在籍する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教育を行うよう努める

保護者

その監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教育を行うよう努める

事業者

その事業活動又は通勤のために自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る普及啓発及び指導を行うよう努める

自転車損害賠償保険等への加入促進

自転車利用者

自転車損害賠償保険等に加入しなければならない

保護者

その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない

事業者

当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない

自転車小売業者

自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に係る普及啓発及び必要な情報の提供に努める

豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例をここに公布する。

平成31年3月27日

豊橋市長 佐原光一

豊橋市条例第3号

豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民生活における自転車の快適で安全な利用の推進に関し、基本理念を定め、及び市、自転車利用者等の責務等を明らかにすることにより、自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進するとともに、自転車の交通の安全及び安心の確保並びにその利用の拡大を図り、もって環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、市民の健康の増進等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 市内で自転車を利用する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 自転車関係団体 自転車の小売りを業とする者（以下「自転車小売業者」という。）が加入する団体、自転車利用者に係る競技等の開催のために組織する団体等をいう。
- (6) 自転車小売業者等 事業者のうち、自転車小売業者及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）をいう。
- (7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の快適で安全な利用の推進は、自転車の利用が環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、市民の健康の増進等に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

2 自転車の快適で安全な利用の推進は、交通の安全及び安心の確保を図りつつ、自転車が通勤、通学等の移動手段のほか、レクリエーション等の手段としても用いられ、その利用の拡大が図られることにより行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市民、事業者及び自転車関係団体（以下「市民等」という。）並びに国及び県と緊密な連携を図るものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の快適で安全な利用に関する知識及び技能を習得するよう努めるものとする。

2 自転車利用者は、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行すること等により自転車を安全に利用しなければならない。

(1) 歩道又は路側帯と車道の区別のある道路を通行する場合には、車道を通行すること。

(2) 車道を通行する場合には、左側端に寄って通行すること。

(3) 歩道を通行することが認められている場合には、歩行者の通行を優先するとともに、歩道の車道寄りの部分を徐行等をすること。

(4) 路側帯を通行することが認められている場合には、道路の左側部分の路側帯を歩行者の通行を妨げないような速度及び方法で通行すること。

(5) 酒気を帶びて運転をしないこと。

(6) 愛知県公安委員会が定める乗車人員を遵守して運転をすること。

(7) 他の自転車との並進その他の歩行者、自転車及び自動車等（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の通行の妨げとなるような運転をしないこと。

(8) 夜間は、前照灯をつけて運転をすること。

(9) 信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、状況に応じて一時停止又は徐行をする等、安全を確認して運転をすること。

(10) 携帯電話その他の携帯端末、イヤホン（補聴器を除く。）又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。

- 3 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。
- 4 自転車利用者は、自転車の定期的な点検及び整備をするよう努めるとともに、自転車の側面に反射器材を装着するよう努めるものとする。
- 5 自転車利用者は、自転車の2箇所を施錠する等盗難を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（自動車等の運転者の責務）

第6条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるよう配慮しなければならない。

（市民の責務）

第7条 市民は、基本理念にのっとり、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、自転車の快適で安全な利用の推進に関する理解を深めるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の快適で安全な利用の推進を図るよう努めるものとする。

（自転車関係団体の役割）

第9条 自転車関係団体は、基本理念にのっとり、自転車の快適で安全な利用の推進に関する活動を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

（自転車小売業者等の役割）

第10条 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。）及び施錠の必要性を説明するよう努めるものとする。

- 2 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、乗車用ヘルメットの着用、自転車の定期的な点検及び整備その他の自転車の快適で安全な利用の推進に関する事項について必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
- 3 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の快適で安全な利用の推進に関する事項について必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

（市の施策への協力）

第11条 市民等は、市が実施する自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第12条 市は、市民等並びに国及び県との連携により、次に掲げる基本施策を推進するものとする。

- (1) 市が管理する道路の保全並びに自転車が通行する空間及び駐輪環境の整備に関すること。
- (2) 自転車の快適で安全な利用に係る支援及び普及啓発に関すること。
- (3) 自転車を活用した環境への負荷の低減を図るための取組に関すること。
- (4) 災害時における自転車の有効活用に関すること。
- (5) 自転車を活用した地域づくり及び健康づくりの推進に関すること。
- (6) 自転車の安全な利用に関する交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）に関すること。
- (7) 自転車損害賠償保険等への加入、自転車の施錠等の普及啓発に関すること。

(自転車交通安全教育の推進等)

第13条 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）の長は、その在籍する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その事業活動又は通勤のために自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る普及啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入促進)

第14条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外

の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。

3 事業活動のために自転車を利用する事業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。

4 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に係る普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第14条（第4項を除く。）の規定は、平成31年10月1日から施行する。

豊橋市自転車の快適で安全な利用 の推進に関する条例 を制定しました。 (2019年4月1日施行)



詳しくはこちらから

▶▶▶条例のポイント (安全利用のみ) ◀◀◀

2019年10月1日より 豊橋市内で自転車を利用する場合、 自転車損害賠償保険等の加入義務化!

(※)
自転車保険等への加入により、被害者の保護や加害者となり損害賠償請求を負った場合の経済的負担が軽減されます。



ヘルメットで命を守りましょう!

子どもも大人も、
ヘルメットを
かぶりましょう。



法令を守りましょう!

道路交通法などの法令を守り自転車を安全に利用しましょう。



自転車の安全利用について家族で話し合いましょう!

自転車の点検・整備、自転車側面への反射器材の装着、二重施錠、防犯登録なども大切です。



こんな
高額賠償事例も!!
「わざとじゃない」では
済まされないことも!

事例 1

坂道を下ってきた小学5年の少年の自転車が歩行中の女性(62歳)と衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識不明となった。

9,521万円 平成25年
神戸地裁

事例 2 愛知県

男子高校生(15歳)が自転車で下校中、歩行中の男性(60歳)と正面衝突。当時、雨で視界が悪く、前にいた相手に気付かなかった。歩行者は転倒し、頭蓋骨骨折を負い、脳内出血を起こし、4日後死亡した。

約4,159万円 平成24年
示談解決

自転車事故を補償する 自転車保険の種類って…?



他者の「身体」や
「財物」に損害を
与えた場合の補償

個人賠償 責任保険



自分がケガをした
場合の補償

傷害保険

個人向け自転車保険の種類		概要
個人加入	自転車保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	各種保険・共済の特約で付帯する個人賠償責任保険
	火災保険の特約	
	傷害保険の特約	
	各種共済の特約	
団体加入	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAが所属する学校の児童生徒向けの保険
	クレジットカードの付帯保険	カード会員向けに付帯する保険
商品付帯	TSマーク	自転車の点検修理に付帯する保険

個人賠償責任保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険などの特約として付帯することが一般的です。

◆詳しくは、保険会社、保険代理店等にご相談ください。

※自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいい、個人賠償責任保険特約や施設賠償責任保険等の名称で販売されている保険商品等が当てはまります。



豊橋市役所 市民協創部 安全生活課 交通安全・防犯グループ

TEL (0532) 51-2550 FAX (0532) 56-0123

ヘルメットの購入を検討しているみなさま

自転車ヘルメット購入補助 を受けることができます！

自転車ヘルメット購入補助金の手続き等変更のお知らせ

従来の交通安全教室を受講した方のみが対象という制限がなくなり、
以下のようにになりました。

対象者

市内在住または、市内在学（市外在住の市内在学者を含む小学生～大学生）の方が対象です。

対象ヘルメット

SG マーク・JCF マークなど安全性の認証を受けたものです。



SG マーク …(一財) 製品安全協会の安全認証



JCF マーク …(公財) 日本自転車競技連盟の安全認証

※ヘルメット購入時にマークがついているか確認してください。

補助額

購入金額の 2 分の 1 (上限 2,000 円)

※自転車用ヘルメットに限ります。

※1 人につき 1 個までの補助となります。

その他

補助の対象となるヘルメット取扱店や
対象ヘルメットの詳細は、豊橋市ホーム
ページをご覧ください。

申請手続きの流れ

STEP1

豊橋市ホームページから

[あいち電子申請・届出システム]
にアクセスして申し込み！

※自宅にインターネット環境がない場合は、
豊橋市安全生活課にて手続きできます。

STEP2

割引券送付メール受信後、メール本文
記載の URL から割引券を印刷し、必
要事項を記入・押印をしたら、ヘルメ
ット取扱店へ購入時に提出！

※自宅にプリンタが無い場合でもダウンロードした割引
券をスマートフォンなどに保存し、ヘルメット取扱店に設置して
ある申請用紙に直接記入することで購入できます。



豊橋市
ホームページ



豊橋市役所 市民協創部 安全生活課
交通安全・防犯グループ TEL(0532)51-2550